

令和2年4月24日

保護者様

京都市立開晴小中学校  
東山開晴館  
校長 山下 和美  
就学援助担当

## 令和2年度 就学援助の継続認定申込書 提出について

新緑の候、平素は本校の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、昨年度から就学援助が引き続き認定されているご家庭は、令和2年6月30日で認定期間が終了いたします。そのため、7月1日以降も就学援助を希望される方は、就学援助の継続申込が必要となります。令和2年度の継続申込については、下記のとおりの取扱いとなります。よろしくお願ひいたします。

記

### 1 申込みについて

平成29年度の継続申込より、マイナンバー制度が活用されました。マイナンバーから所得金額等が確認できることから、今までの所得に関する証明書の提出は原則不要となります。

- ・就学援助に係るマイナンバー申告書について、昨年提出していただいた方は、世帯変更が生じない限り、1度申告いただければ継続申込の際は不要です。ただし、満16歳以上の方でマイナンバーの申告をしていない方はマイナンバー申告書が必要です。
- ・他市町村からの転入などにより、令和2年1月1日時点で京都市に住民票が無い方は、公的機関が発行する所得証明書（府民税課税証明書等）の提出が必要です。
- ・生活保護を受けておられる方（教育扶助 受給・非受給）、平成31年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止となった方（世帯変更の場合を除く）については、申込書のみを学校に提出してください。

### 2 提出書類について

今年度は、新型コロナウイルスの影響で、4月中に継続認定申込書をお渡しできない為、以下から提出方法をお選びください。

- ① 提出書類を学校に取りに来ていただき、後日、記入した書類を提出。
- ② 提出書類を学校で記入し、そのまま提出。

①②どちらの場合も、マイナンバーの申告をしていない満16歳以上の方がおられる場合は、マイナンバーが確認できる書類（例一 通知カード、個人番号カード）をお持ちください。  
ご持参頂いた時にマイナンバーを確認させていただき、確認書類はそのままお持ち帰りいただきます。

※詳細については、就学援助制度のお知らせ（パンフレット）をご覧ください。

※学校名について

継続認定を申し込まれる児童・生徒に応じて、（あて先）には「開晴小中」とお書きください。また、兄弟姉妹がいる場合、世帯の状況の学校名についても、「開晴小中学校 ○年○組」、とお書きください。よろしくお願ひいたします。

